

○電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改 正 案	現 行
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づく申請を行う事業者の場合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^注</p> <p>（1） 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</p> <p style="padding-left: 40px;">需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月</p> <p style="padding-left: 40px;">使用率＝0.85</p> <p>（2） 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づく申請を行う事業者の場合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^注</p> <p>（1） 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</p> <p style="padding-left: 40px;">需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月</p> <p style="padding-left: 40px;">使用率＝0.85</p> <p>（2） 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p>

注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

3 番号規則第9条第1項第3号の2

(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率

需要の増加見込み = (加入者と契約している番号について、申請月から24ヶ月後までの間に見込まれる増加数_注)

使用率 = 0.85

(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 10万) ÷ 10万

注 申請を行う事業者による申告値とするが、十分な算出根拠が示されることを条件とする。

4 上記以外

(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率

需要の増加見込み = 直近3ヶ月間_{注1}の加入者と契約している番号の増加数 ÷ 3ヶ月_{注1} × 13ヶ月_{注1}

使用率_{注2} ≤ 1

注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

3 上記以外

(1) 需要の見込み = (使用している電気通信番号の数 + 需要の増加見込み) ÷ 使用率

需要の増加見込み = 直近3ヶ月間_{注1}の加入者と契約している番号の増加数 ÷ 3ヶ月_{注1} × 13ヶ月_{注1}

使用率_{注2} ≤ 1

<p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 最大払い出し数^{注3}) ÷ 最大払い出し数^{注3}</p> <p>注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期間（需要の見込みを算定するための基準とする期間）を短くすることができる。</p> <p>注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるように設定しなければならない。</p> <p>注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大数を指す。</p>	<p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数 = (需要の見込み - 指定済み電気通信番号の数 × 最大払い出し数^{注3}) ÷ 最大払い出し数^{注3}</p> <p>注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期間（需要の見込みを算定するための基準とする期間）を短くすることができる。</p> <p>注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるように設定しなければならない。</p> <p>注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大数を指す。</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。